

**各体育施設の利用日程
調整会議を開催**

左記各体育施設の利用を計画されている団体等の代表の方は、必ずご出席ください。

【場所】小松島市役所4階大会議室

※例年とは会場が異なりますのでご注意ください。

【利用調整期間】

令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで

◎JAあいさい緑地あいさいスタジアム(多目的広場)

【日時】2月8日(月)午後7時から

◎JAあいさい緑地あいさい球場(野球場)

【日時】2月8日(月)午後8時から

◎立江体育館・立江運動広場、坂野体育館・坂野運動広場

【日時】2月10日(水)午後7時から

◎市立体育館・武道館

【日時】2月10日(水)午後7時30分から

【お問い合わせ先】

市生涯学習課スポーツ振興室(市立体育館内)

☎338・1788 / FAX338・1789

令和3年度認可外保育施設等の利用料無償化申請のご案内

Mai:sports-shinkou@city.ko
matsushima.i-tokushima.jp

令和3年4月より次の施設・事業を利用する場合、負担軽減(利用料無償化)の対象となるためには「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

ただし、すでに保育認定(2号・3号認定)を受けている場合は申請不要です。

【対象となる施設・事業】

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

※ただし、市町村が無償化の対象であると「確認」した施設・事業を利用した場合に限ります。

【対象者】

・保育を必要とする3歳児から5歳児(月額3万7千円まで)
・保育を必要とする住民税非課税世帯の0歳児から2歳児(月額4万2千円まで)

※現在すでに利用しており、新年度より3歳児クラスに進級する場合も申請が必要です。

【受付期間】2月17日(水)から3月10日(水)まで

※申請が遅れた場合、無償化の対象とならない期間が生じるおそれがあります。お早めの手続きをお願いします。

【申請に必要なもの】

ご家庭により異なりますので、詳しくは市児童福祉課へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

市児童福祉課(市役所1階⑩番窓口) ☎32・2114 / FAX32・37388
Mai:jidoufukushi@city.ko
atsushima.i-tokushima.jp

生活自立支援相談会の案内

小松島市でお住いの方で、生活・仕事などのお悩みのある方の相談会を開催します。課題解決に向けて一緒に考えていきます。ひとりで悩まずに、ぜひご相談ください。

※ただし、すでに生活保護を受給されている方は対象外です。

【日時】2月16日(火)

午後1時から午後3時まで

【場所】小松島ショッピングプラザルピア2階コミュニティホール

【お問い合わせ先】

こまつしま生活自立支援センター ☎0120・783・141

ヘルプマークを知っていますか?

援助や配慮を必要としている方のためのマークです。たとえば、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、知的障がいの方などが対象となります。



市民の方へお願い

このマークを見かけたら、公共交通機関の車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

援助や配慮を必要としている方はぜひご利用を

ヘルプマークはストラップを使用して鞆等に着けることができます。付属のシールに必要とする支援内容を記入してご利用ください。ご利用を希望される方は市介護福祉課障がい福祉担当までお越しください。

【お問い合わせ先】

市介護福祉課障がい福祉担当(市役所1階⑨番窓口) ☎32・2279 / FAX35・0272
Mai:s-kaigo@city.komatsuhima.i-tokushima.jp

徳島東部都市計画下水道(阿南市公共下水道)の変更案の縦覧について

徳島東部都市計画下水道(阿南市公共下水道)の変更案について、次のとおり縦覧を行います。

【期間】2月17日(水)まで(土日・祝日を除く)

【場所】阿南市まちづくり推進課

※変更案に対し意見のある方は、縦覧期間中に意見書を提出することができます。

【お問い合わせ先】

阿南市まちづくり推進課 ☎804・22・1596
阿南市環境保全課 ☎0884・22・3413

